

議案第69号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
別紙のとおり
- 2 指定管理者として指定するもの
北本市古市場2丁目266番地
株式会社矢口造園
代表取締役 矢口 光太郎
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月30日 提出

北本市長 三宮 幸雄

別紙

公の施設の名称

北本総合公園、中丸公園、宮内公園、下石戸公園、南団地中央公園、南団地東三角公園、南団地西三角公園、東間公園、東間ニュータウン公園、あづま西部団地公園、中丸2丁目遊園地、中丸5丁目遊園地、尾張屋団地公園、三井団地公園、みどり公園、チサン第3中央公園、チサン第3東公園、本町7丁目公園、本町8丁目公園、高尾チサンこども公園、緑1丁目公園、明和団地公園、北本苑公園、久保公園、シティハウス公園、積水団地東公園、積水団地西公園、下原公園、北本2丁目公園、本宿4丁目公園、宮内スポーツ広場、本町公園、北本宿緑地公園、下原団地公園、藤信公園、下原第三公園、六建東公園、六建西公園、東原団地公園、六建下久保公園、荒井公園、サンマンション東間公園、宮内2丁目公園、深井2丁目公園、久保第2公園、深井3丁目公園、宮内5丁目公園、深井6丁目公園、山王公園、二ツ家1丁目公園、朝日さくら並木、朝日ワコーレ公園、西高尾1丁目三角公園、グリーンハイツ公園、下石戸西部公園、朝日2丁目公園、やじりはら公園、本宿2丁目公園、北本市子供公園、天神下公園、深井スポーツ広場、高尾スポーツ広場、中丸スポーツ広場、高尾さくら公園、中丸緑地公園、宮内緑地公園、中丸3丁目公園、西高尾1丁目公園、石戸宿4丁目公園、宮内1丁目公園、本宿5丁目公園、西高尾7丁目公園、下耕地公園、北本一丁目きんもくせい公園、北本一丁目さくら公園、久保まんまる公園、二ツ家二丁目公園、中丸二丁目花水木公園、宮内3丁目彩の杜公園、北本水辺プラザ公園、南団地西公園、東間5丁目スマイルタウン公園、東間3丁目公園、東間6丁目わくわく公園、本宿七丁目公園、緑四丁目公園、中丸6丁目公園、緑3丁目公園、北本圏央道上部公園、緑3丁目はなみずき公園、下石戸5丁目公園、下石戸7丁目公園、北本4丁目公園、本宿七丁目ひよこ公園及び緑1丁目第2新設公園（仮称）